

「本明川ダム建設事業の検証に係る検討に
関する意見聴取について（依頼）」に対する
関係地方公共団体の長の回答

平成 25 年 7 月

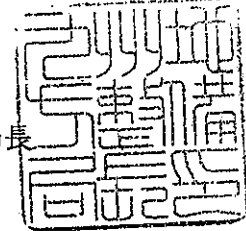
国土交通省 九州地方整備局



国九整企画第 27 号
国九整河計第 18 号
平成 25 年 6 月 28 日

長崎県知事 殿

国土交通省
九州地方整備局長



本明川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（依頼）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

九州地方整備局では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「本明川ダム建設事業の関係地方公共団からなる検討の場」における検討を踏まえ、「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「本明川ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目 第 3 1（2）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する貴職の御意見について、平成 25 年 7 月 5 日までに、回答（任意様式）頂くようお願い申し上げます。

なお、御意見の提出にあたっては、河川法第 16 条の 2 に準じて頂きますようお願い致します。

【お問い合わせ先】

〒 812-0013 福岡市博多区博多駅東 2 丁目 10 番 7 号

国土交通省 九州地方整備局

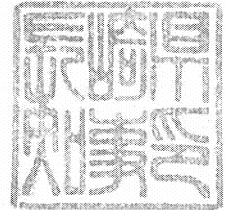
企画部 企画課 技術企画官 佐藤 隆

河川部 河川計画課 建設専門官 篠原 昌秀

25河第 105号
平成25年7月2日

国土交通省九州地方整備局長 様

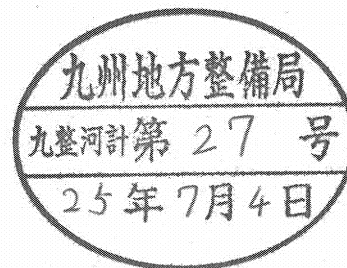
長崎県知事 中村 法道



本明川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成25年6月28日付け国九整企画第27号、国九整河計第18号により依頼がありました標記のことについて、別紙のとおり回答します。

また、意見提出に当たって関係市の長の意見を聴取しておりますので、あわせて提出します。



(別紙)

本明川ダム建設事業の検証に係る検討に関する知事の意見

県名 長崎県

意見

本明川においては、昭和32年の諫早大水害にて死者494名・行方不明者45名という甚大な被害が発生している。その後、昭和57年、平成11年及び平成23年にも家屋の浸水被害が発生している。このように、本明川では、幾度も洪水による氾濫を繰り返している一方、沿川に住家が密集している市街地において、河川改修単独での治水対策は困難なため、河川改修とダムを併用した総合的な治水対策は喫緊の課題である。

また、平成6年渇水のように、ひとたび渇水になると河川の流水が枯渇し、農業用水等の既得用水や河川の維持流量等、流水の正常な機能の維持の確保が困難になることから、ダムからの補給が急務である。

このようなことから、毎年、本県の「政府施策に関する提案・要望」として、国土交通大臣に本明川ダム建設事業の促進を要望してきたところである。

今回、本明川ダムの検証に係る検討の結果として報告書(原案)案に「本明川ダム建設事業については、「継続」することが妥当である。」との対応方針が示されたことは、極めて妥当な判断であると考えている。

また、関係市の長からの意見は、本明川ダムの事業継続は妥当であるとしている。特に、諫早市長からは、本明川ダムの事業継続は妥当であり、洪水調節及び流水の正常な機能の維持の必要性からダムの早期完成を強く望むとの意見を頂いている。

今後、国においては、これらの意見を踏まえ、すみやかにダム検証に係る対応方針を決定し、本明川ダムの建設促進を図っていただきたい。

なお、本明川ダムの建設にあたっては、今後とも国として住民への説明責任を果たしていただくとともに、環境影響評価書を速やかに、かつ適切な形で作成され、更なる工期の短縮やコストの縮減に努めていただきたい。

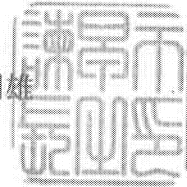


25 諫ダム第8号

平成25年7月2日

長崎県知事 中村 法道 様

諫早市長 宮本 明雄



本明川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成25年7月1日付け25河第105号で依頼がありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。

(回答様式)

本明川ダム建設事業の検証に係る検討に関する

関係市町長の意見

市 町 名 諫 早 市

意 見

これまでの検討結果を取りまとめた「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」は、治水及び流水の正常な機能の維持の観点からも、従来の「本明川ダム案」の優位性が裏付けられたものであり、本市の主張に沿った極めて妥当な判断であると考えます。

諫早市は、地形的・気象的な要因から集中豪雨が起きやすい特異な地域であるうえ、市の中心部を流れる本明川は、延長が短く勾配も急なため、大雨が降ると、水が一気に市街地に押し寄せる危険な河川です。

そのため、本明川流域は、これまで幾度となく洪水被害に見舞われており、昭和32年の諫早大水害は未曾有のものであり、人的にも物的にも甚大な被害を受けており、また、昭和57年や平成11年にも死者を伴う洪水被害が発生しています。

一方で、この地域は平坦地に乏しく、ひとたび濁水になると河川の流水は枯渇し、農業用水や河川の維持流量の確保が困難になるという面も持っています。

以上のように、本明川ダム建設事業は、治水においても、流水の正常な機能の維持においても、重要な事業であると考えており、市民の生命や財産を守る上で必要不可欠な事業でありますので、引き続き、整備促進・早期完成を強く要望いたします。

25雲監第225号
平成25年7月1日

長崎県知事 中村 法道 様

雲仙市長 金澤 秀三郎



本明川ダム建設事業の検証に関する意見聴取について（回答）

平成25年7月1日付で依頼がありました標記の件につきまして別添のとおり報告します。

(回答様式)

本明川ダム建設事業の検証に係る検討に関する
関係市町長の意見

市 町 名 雲 仙 市

意 見

本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案については、異存ありません。「検討の場」における長崎県、諫早市の意見を尊重し、早期に対応方針を決定して頂きたい。